

○特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の加湿装置及び排水受けの点検等について

(平成 27 年 3 月 31 日)

(健衛発 0331 第 9 号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省  
健康局生活衛生課長通知)

(公印省略)

標記については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号)の第 3 条の 18 第 3 号及び第 4 号に規定されているところである。

今般、総務省勧告「規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告」(平成 26 年 10 月)において、「特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度について、事業者の負担軽減を図るため、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認めること。」とされたところである。

当該勧告を踏まえ、加湿装置、排水受けの点検等については、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知願いたい。

記

- 1 加湿装置、排水受けについてレジオネラ属菌等を含むスライム、カビ等の汚れを検知するセンサーがついている場合には、常時センサーが汚れを確認していることから、このことをもって、月 1 回の点検を実施しているとみなすこととする。
- 2 単一の建築物内で同一の設置環境下にある空気調和設備については、運転条件や型式別にグループ化した上で、各階毎にその代表設備を目視により点検等(内視鏡による点検を含む。)することとし、代表設備以外の設備については、給気にかび臭等の異臭がないか等の確認をもって、加湿装置、排水受けの状況を判断することで差し支えない。